

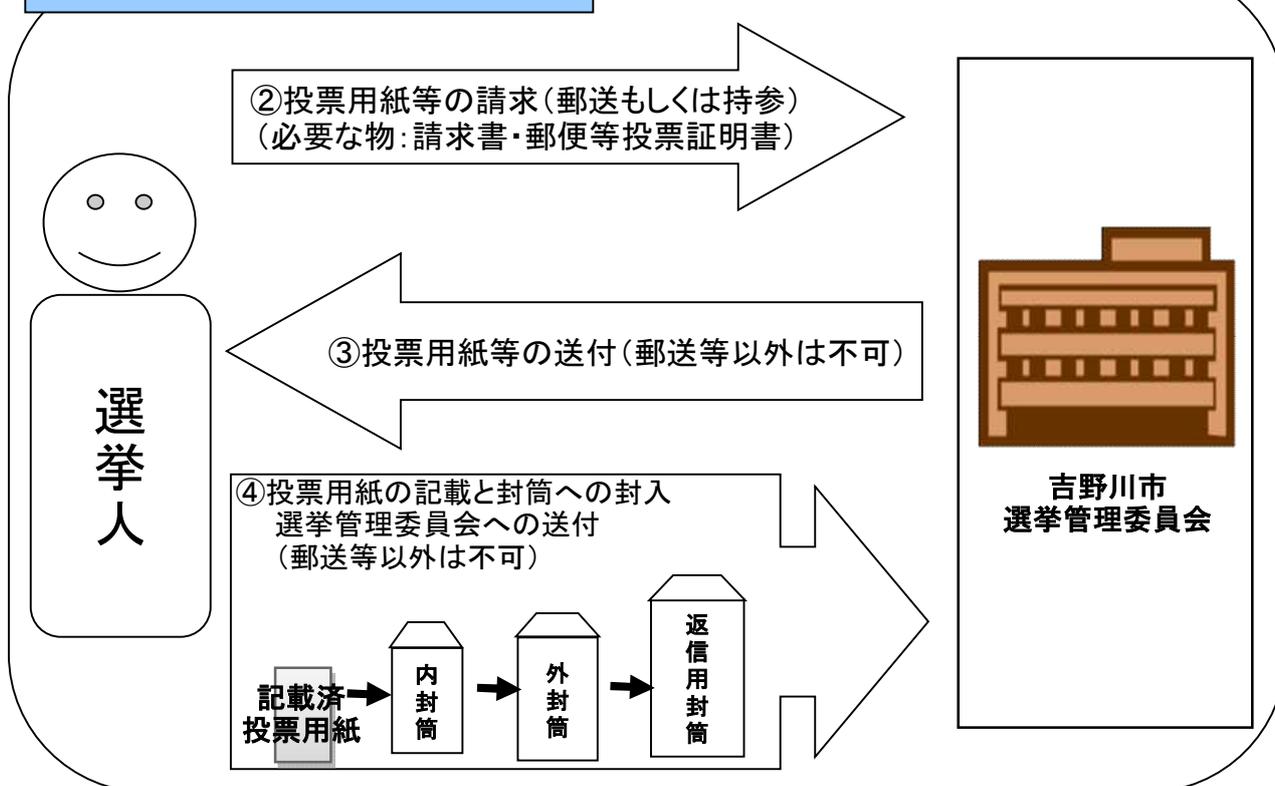
# 郵便等による不在者投票について

身体の障がいや疾病のために、投票所へ行って投票することができない人が、自宅などで投票の記載をし、郵便等（郵便または信書便）を利用して投票を行う制度です。

## ■郵便等投票の投票の流れ

- ① 郵便等投票証明書交付者には選挙が近づくと選挙管理委員会から投票用紙等の請求書（以下、請求書）が送付されます。
- ② 請求書に必要事項を記入して郵便等投票証明書と一緒に、選挙管理委員会まで郵送します。  
※請求期限は選挙投票日前4日の午後5時まで（投票日が日曜日の場合、水曜日までに請求。）
- ③ ②の後、選挙管理委員会から、投票用紙及び投票用封筒等が自宅へ郵送※1されます。  
※1:投票用紙等の交付は必ず郵便等で行います。選挙管理委員会窓口等での直接交付はできません。
- ④ 投票用紙に記載し、投票用内封筒に入れ、投票用外封筒に必要事項を記入※2の上、内封筒を入れ、返信用封筒にて郵送等で選挙管理委員会まで提出してください。※3  
※2:投票用紙及び外封筒署名欄は必ず選挙人が自書してください。  
※3:必ず郵便等の方法で提出してください。代理人等が持参しても法律により受理できません。  
※投票は、投票日の投票締め切り時刻までに選挙管理委員会に到着するよう、早めに返送してください。

## 郵便等投票の投票手順



## ■郵便等投票証明書の交付の流れ

- (ア) 下記の一覧表にて対象となるかご確認いただき、「郵便等投票証明書交付申請書」に身体障害者手帳等・介護保険被保険者証のコピーを添付して、選挙管理委員会に申請してください。
- (イ) 申請が受け付けられると、自宅へ「郵便等投票証明書」が郵送されます。
- (注意点) (ア)の「郵便等投票証明書」の申請は、選挙の有無にかかわらず、いつでもできます。選挙告示日以降では、処理に時間がかかることがありますので、できるだけ早めに申請してください。  
また、「郵便等投票証明書」の交付要件に該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会まで手帳等をお持ちいただくか、電話でお問い合わせください。

### 郵便等による不在者投票をすることができる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証の交付を受けている人で、手帳等の記載が次に該当する人です。

区分	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

問い合わせ・送付先  
〒776-8611  
吉野川市鴨島町鴨島115番地1  
吉野川市選挙管理委員会  
電話:0883-22-2211